



【研修】令和4年度 島根県高齢者虐待対応現任者標準研修
【日時】2023（令和5）年2月9日（木）10:00-16:30

【事前視聴動画】 高齢者虐待対応と権利擁護

美作大学 生活科学部 社会福祉学科
島根県社会福祉士会 生涯研修センター 委員長
田中 涼

本資料は、本科目の標準資料に内容を追加（○Point部分+オリジナルスライド）して作成しています。
オリジナルスライドは「オリジナル」と右肩に記載しています。

講義のねらいと構成

ねらい

- 権利擁護の重要性を理解する。
- 高齢者虐待対応の基本的考え方を理解する。
- 帳票の目的、構成について理解する。

構成

1. 権利擁護の重要性（手p12 ●p12）
2. 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み（手p12 ●p13）
3. 高齢者虐待対応の基本的考え方と視点（手pp13-15 ●pp14-17）
4. 第三者による財産上の不当取引による被害の防止
（手p143-154 ●pp146-157）
5. 「帳票」の目的と構成（手pp179-187 ●pp191-201）

手元にご用意いただくもの

- 本資料
- ダウンロードした帳票類一式

高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和2年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）	虐待判断件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）
令和3年度	739件	2,390件	16,426件	36,378件
令和2年度	595件	2,097件	17,281件	35,774件
増減 (増減率)	144件 (24.2%)	293件 (14.0%)	-855件 (-4.9%)	604件 (1.7%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数の推移

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

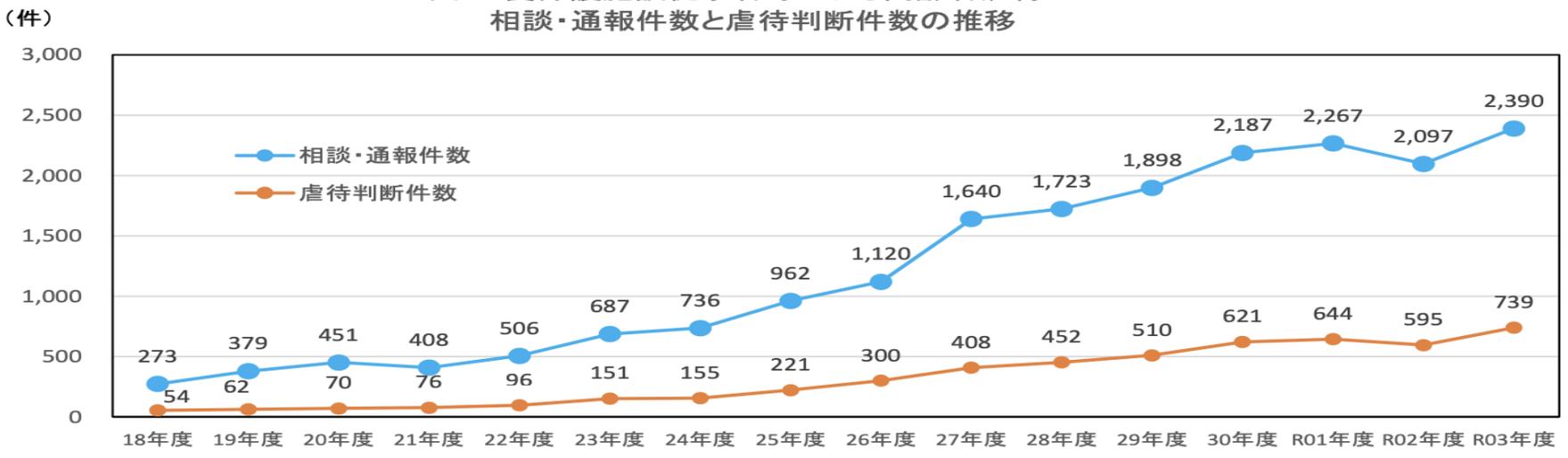
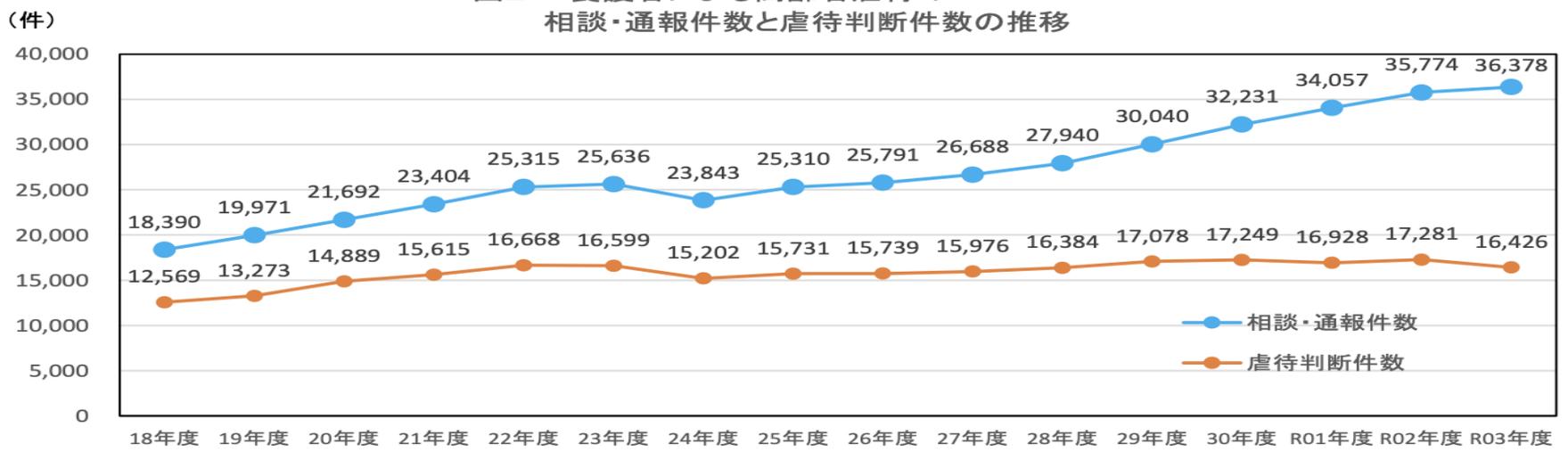


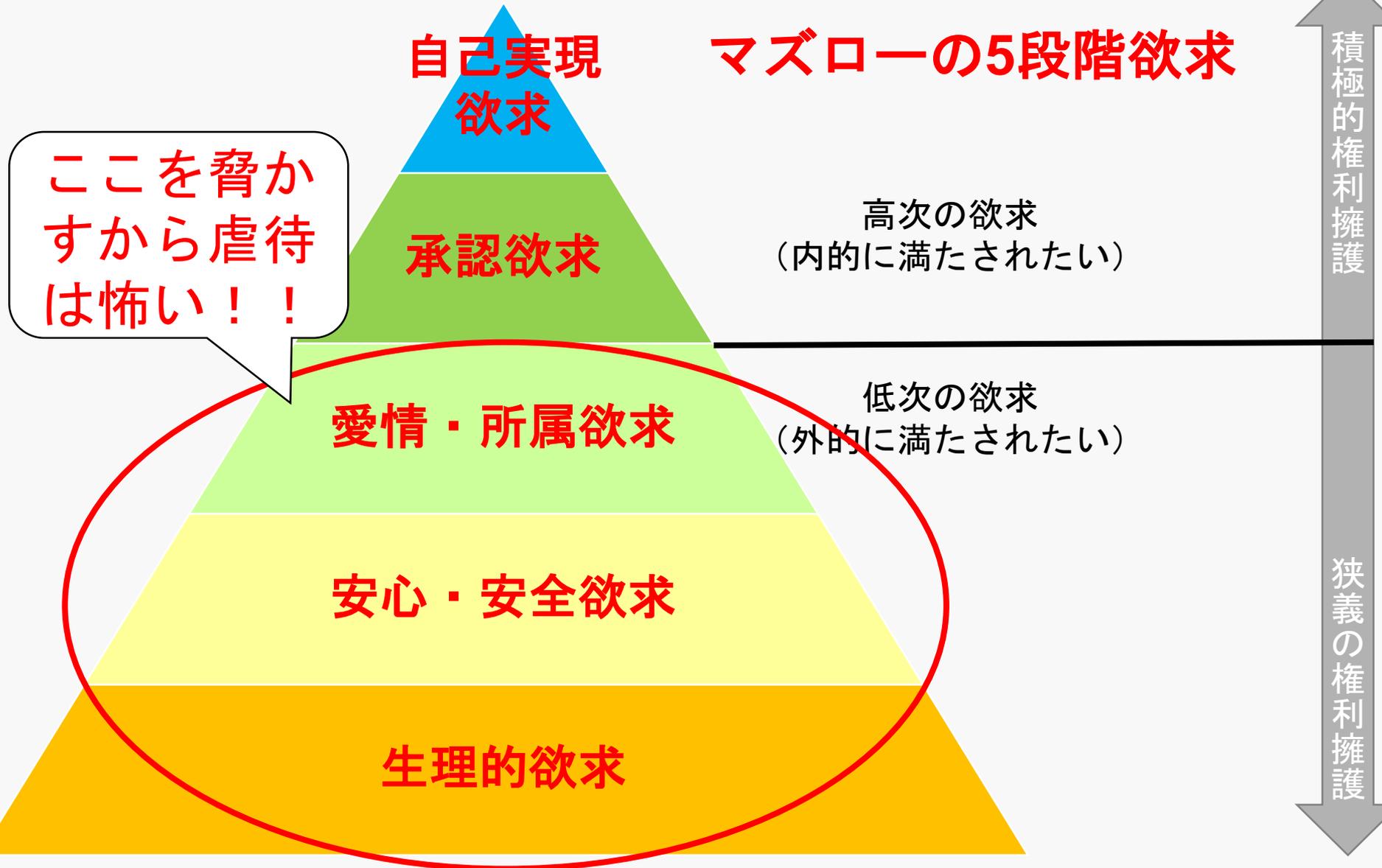
図2 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



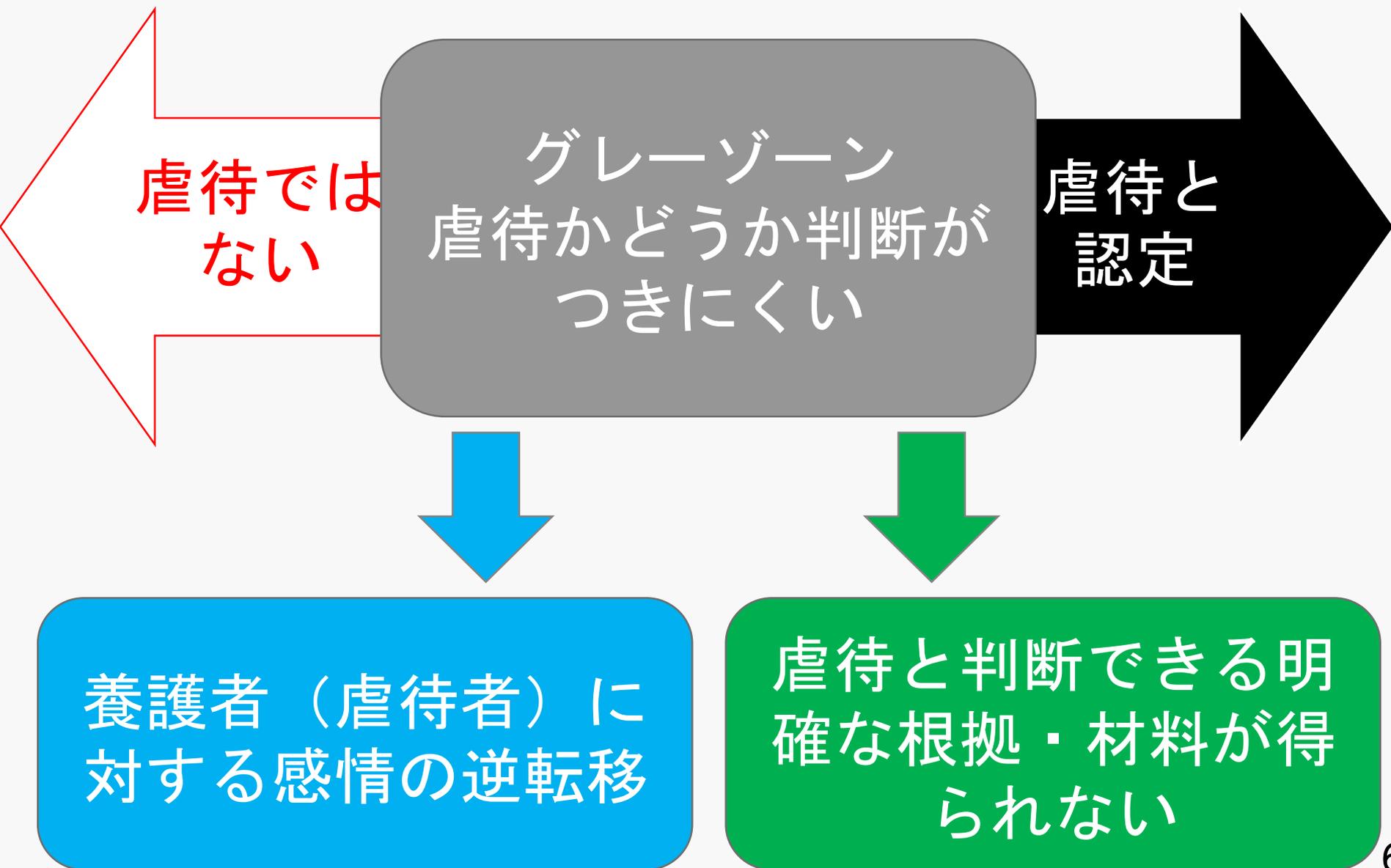
出典：令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果
<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf> (アクセス日：2023/01/03)

ヒューマンニードの社会的側面

オリジナル



高齢者虐待の判断の難しさ



虐待の判断はコア会議で！！

虐待で
はない

グレーゾーン
虐待かどうか判断が
つきにくい

虐待と
認定

客観的な判断
をすること！

【よくある事例の解釈】

- 虐待者には悪意はないから虐待ではない。
- 虐待者に精神疾患や知的障害があるから虐待ではない。
- 家族関係の昔からの不和の延長線上だから仕方ない。

高齢者虐待対応の基本的視点

- 高齢者虐待は権利侵害行為であり、人間として当たり前に持っている権利を行使することができない状況である。よって、必ず早急に解決する必要がある。
- 高齢者虐待は、当事者の主観ではなく、起こっている出来事を客観的に捉え、判断する。
- 高齢者虐待対応とは虐待を終結するための「介入」である。
- この「介入」については、その根拠が必要となる。そのためには高齢者虐待防止法に関する基本的な理解とともに、高齢者虐待対応に従事する全ての専門職の共通の基盤として「権利擁護」の視点が欠かせない。



権利擁護の重要性

手引き 第2章 p12 ●p12

(1) 虐待は . . .

高齢者に対する**最も重大な**権利侵害

必ず、**早急な終結**が必要

(2) 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待への対応は

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、**高齢者の権利擁護を実現**させることを目的に行なうもの

○Point

- 虐待を受けることは**権利侵害**
- その人らしく生きるための支援が**権利擁護**
- この違いは??

(3) 法制度を活用した支援

権利擁護は、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるように支援するものですが、重大な権利侵害があるときには・・・



法制度を活用した支援を行う必要

○Point

- 高齢者虐待防止法
- 介護保険法
- 老人福祉法
- 民法（契約行為・相続・成年後見制度・保証機能・医療行為同意権など）
- 各自治体の高齢者虐待防止支援条例 など

(4) 高齢者虐待対応は介入

利用者の依頼や契約に基づく支援と異なり、虐待を受けている高齢者の生命や身体、財産を保護し、安全で安心な生活を再構築させるための強い介入を行う



適切な権限の行使

○Point

- 高齢者虐待防止法（立入調査・保護規定など）
- 介護保険法（実地指導・指定者権限など）
- 老人福祉法（措置規定など）

* これらには、**行政だけが**できる権限が多く含まれている

(5) 適切なタイミング

高齢者虐待対応に従事する者は、権利侵害の程度により自己決定を尊重できる状態にあるかどうかを見極め、適切なタイミングで虐待対応を行なうことが重要

○Point

- 自己決定権の尊重と保護の相反関係への着目
- 自己決定と意思決定の概念の違いの理解
- これらを踏まえた支援（介入）ができるスキルの装備と支援体制の構築



高齢者虐待の未然防止・ 早期発見の取り組み

手引き 第2章 p12 ●p13

(1) 虐待を未然に防ぐためのアプローチ

- 権利意識の啓発、認知症等の理解や介護知識の周知
- 介護保険制度の利用促進による養護者の負担軽減
- 孤立している高齢者世帯への関係者による働きかけ



虐待が発生する要因を低減させる

○Point

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労働（経済・就労）、社会的孤立、社会的排除を背景とした社会的格差の問題
- 社会構造の変化に対してジェンダー意識が追いついていない現状とそれに伴うケアラー支援法の未整備

(2) 虐待の早期発見・早期対応

問題が深刻化する前の発見

- 民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力・連携
- 地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発
- 保健・医療・福祉関係機関等との連携体制の構築
- 相談・対応窓口の周知



虐待を未然防止、早期発見、早期対応

○Point

- 重層的支援体制整備事業への着手
- アウトリーチ機能の充実
- 多職種連携に加え多機関連携の体制整備
- 福祉教育の推進



高齢者虐待対応の 基本的考え方と視点

手引き 第2章 pp13-15 ●pp14-17

(1) 高齢者支援の視点

1) 自己決定への支援

高齢者虐待対応においては、無視され続けたり暴力を受けたりすることにより、高齢者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状況を理解し、本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援する。

○Point

- スtrenグモデル
- エンパワメント・アプローチ
- これらを取り入れた意思決定と自己決定の支援

(1) 高齢者支援の視点

また、認知症がある高齢者に対しても、その表情や家族、関係者とのやりとりの反応を観察したり、認知症発症前の本人の性格や希望などを周囲から聞き取るなど、本人の意向をできるだけ考慮するための配慮が求められる。

○Point

- ライフコースを意識した情報収集
- 情報の統合化と言語化（アドボカシー機能）
- これらを可能とするアセスメントスキルの獲得

2) 本人保護と危機介入

高齢者虐待対応においては「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安全・安心の確保」を優先させることがある。例えば、高齢者自身が介入や分離保護を拒否する場合であっても客観的にみて「高齢者の安心安全が必要な場合は・・・」。

この専門的判断は、特に、高齢者の生命や身体、財産が危機的状況に置かれている場合に、市町村の責任により行われる。必ず明確な根拠が必要。

○Point

- 適切な権限の行使の裏付け（適切な権限の行使は行政処分であり、行政不服審査法の対象となる）

3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備

高齢者虐待対応においては、高齢者のおかれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」を意識して支える視点が重要。

虐待が解消した後、高齢者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築をめざした支援を考える必要がある。

○Point

- 虐待対応は「虐待状況の早期解消」を目指すもの。
- 虐待状況の解消後は、生活支援として支援を継続。

(2) 養護者への支援の視点

- ・ 高齢者虐待防止法第6条（相談、指導、助言）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

- ・ 高齢者虐待防止法第14条（養護者支援）

1 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする

○Point

- ・ 高齢者虐待防止養護者支援法として認識すること

1) 高齢者と養護者の利害対立への配慮

高齢者虐待対応においては、一人や一機関の対応従事者が高齢者、養護者への対応を行った結果、それぞれの利益が対立して根本的な問題の解決ができなくなることを避けることが重要である。

高齢者への支援と養護者への対応は、それぞれ別の対応従事者（チーム）によってなされる必要がある。

○Point

- 支援チームが単数・複数のいずれかの場合であったも、パーソンセンタード（被虐待者を中心においた支援）を意識すること。

2) 虐待の発生要因と関連する課題への支援

養護者が、虐待の発生要因となる障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組む。

○Point

- 被虐待者支援と養護者支援のバランス・関係
- 養護者支援の概念理解

3) 養護者支援機関へのつながり

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後、養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要である。

○Point

- 養護者を直接的に支援する機関が見つけれない場合を想定すること（制度の狭間）
- 年齢だけで支援対象機関を判断しないこと

(3) 虐待対応のプロセスにおける留意点

(手p14 ●p15)

- 1) 相談・通報の受付時の複数による確認
- 2) 対応の根拠となる情報収集
- 3) 虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を意識した虐待発生の要因分析と課題の抽出
- 4) 虐待対応計画の作成
- 5) 虐待対応計画実施状況の評価
- 6) 終結

○Point

- 虐待対応にはプロセスがある。支援プロセスは闇雲に行うのではなく、意図的なものである必要がある。

(4) 組織的な虐待対応の視点

1) チームアプローチと全体調整の必要性

○Point : 関係者全体での支援チーム形成とその司令塔（マネジメント役）としての行政・地域包括支援センターの在り方

2) 常に迅速な対応を意識する

○Point : 通報受理後72時間以内の事実確認 など

3) 必ず組織的に対応する

4) 適切に権限を行使する

○Point : 主担当者のみでの判断・行動に委ねることは行ってはならない。全員が主体者としての認識を持って行動すること。適切な権限の行使は必要時には迷わずに行わせること。

第三者による財産上の不当取引による被害の防止

(手p143 ●p146)

- 高齢者虐待防止法は、「経済的虐待」について、養護者又は高齢者の親族もしくは養介護施設従事者等が「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」を虐待と定めている（第2条第4項第2号、第2条第5項第1号ホ、同項第2号）。
- 第27条第1項は、高齢者の養護者や養介護施設従事者等でなくても、悪質な取引業者が高齢者との間で取引行為を行い、財産上不当な利益を取得して高齢者の財産を危うくする消費者被害が多発していることに鑑み、高齢者虐待（経済的虐待）の定義に当てはまらないものの、経済的な虐待に等しいものとして、高齢者救済のため、市町村が対応すべき行為の内容を定めている。

○Point

- 権利擁護への意識を高めなければ、「虐待対応＝権利擁護」という認識を産んでしまう。

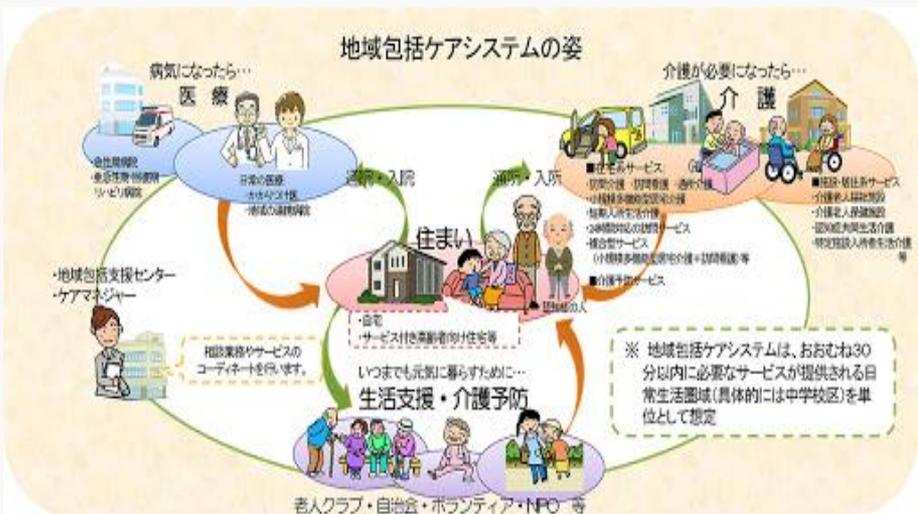
対応のポイント

- 消費生活センターなど適切な機関と連携した活動により、被害の回復に努める
- 高齢者の判断能力が低下している場合、被害を防ぐために成年後見等申立てなど適切な対応を行うことが必要
- 第三者による財産上の不当取引による被害に対しては、個々の事例の解決のみでなく、地域全体で防止するための啓発や取組が必要

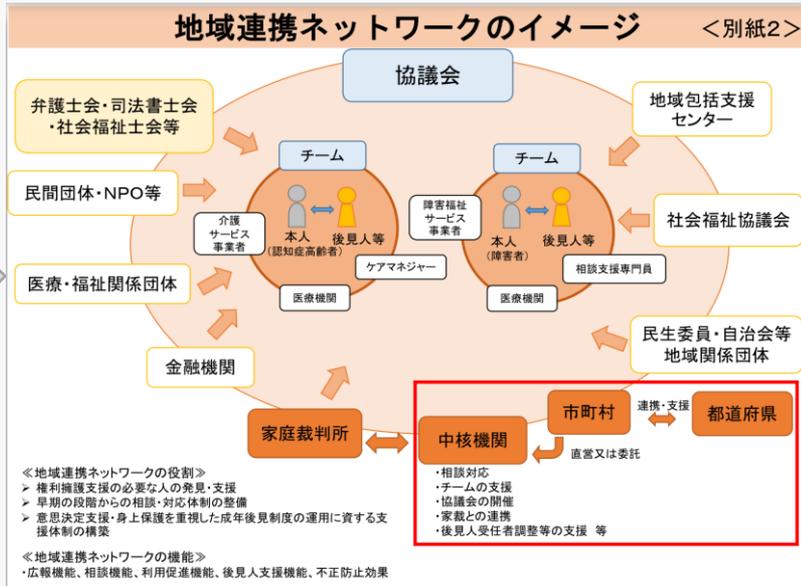
○Point

- 権利擁護支援のための仕組みづくり（ネットワークキング）を意識する。

権利擁護から権利擁護「システム」へ



- 地域包括ケアシステムは「契約」を基本とする支援システム
- では虐待等の権利侵害により「契約」という権利を行使できない人は？



- 権利擁護の推進のためには、成年後見制度利用促進法に規定される地域連携ネットワークのような権利擁護システムを構築し、地域放火つケアシステムと連動させることが必要不可欠。



「高齢者虐待対応帳票」の 目的と構成

手引き 第3章 pp30-37 ●pp36-39
pp179-187 ●pp191-201

(1) 高齢者虐待対応帳票の目的

適切な虐待対応を導く「一つのツール」として活用することで虐待対応の標準化、明確化、共有化、効率化を目指す

○Point

- 根拠を持った虐待対応を展開するためには帳票を活用して事例の分析・整理を試みるのが効果的。
- 既に各自治体や地域包括支援センター等で活用している帳票もあると思われるため、本研修で示す帳票と比較・検証等を行い、質の向上を図ることが重要。

(1) 高齢者虐待対応帳票の目的

①標準化

組織として虐待対応の枠組みを作り、システムを標準化することで、虐待対応の各段階で実施すべき事項を確認できるものとする。誰でも同じ状況で同じ対応ができるようにする。

○Point：虐待対応力向上のための人材育成（OJTやスーパービジョン）の材料としても有効。

②明確化

虐待対応の各段階で、様々な判断、決定が求められる。集まった情報をいつ、どのような場面で、何を根拠に判断をしたのかについて明らかにする。

○Point：根拠の明示、チーム内の意思決定と意思統一にも有効。

(1) 高齢者虐待対応帳票の目的

③ 共通化

虐待対応は地域包括支援センターと市町村との連携が求められる。チームアプローチを実践するにあたり、双方が情報の共有と集積を図っていくことが重要である。

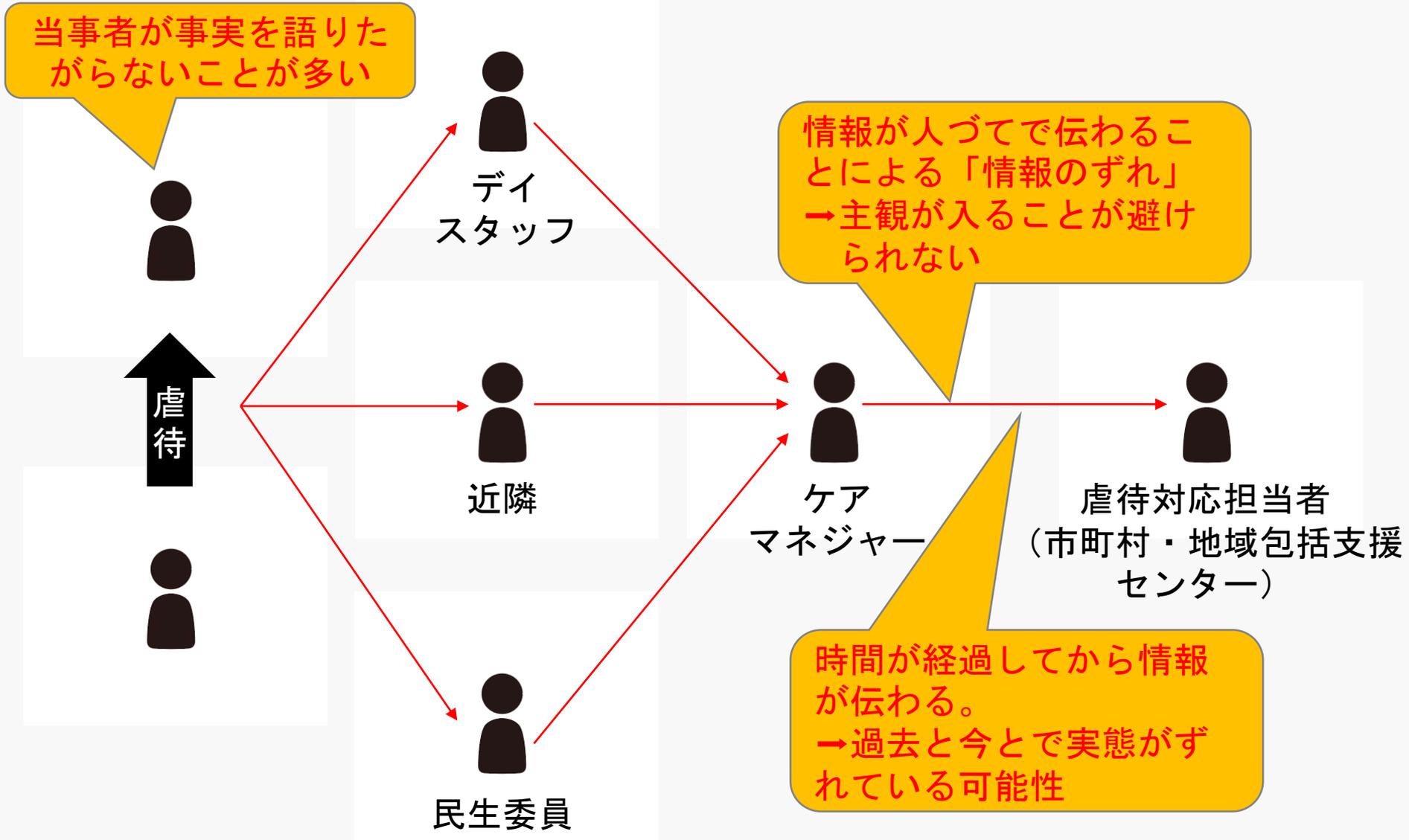
○Point：どのような情報の収集をすべきか、集めた情報をどのように統合化できるかを明確化できる。

④ 効率化

帳票活用を進めることで高齢者虐待対応に限らず、地域包括支援センターの業務の効率化にも寄与すること。

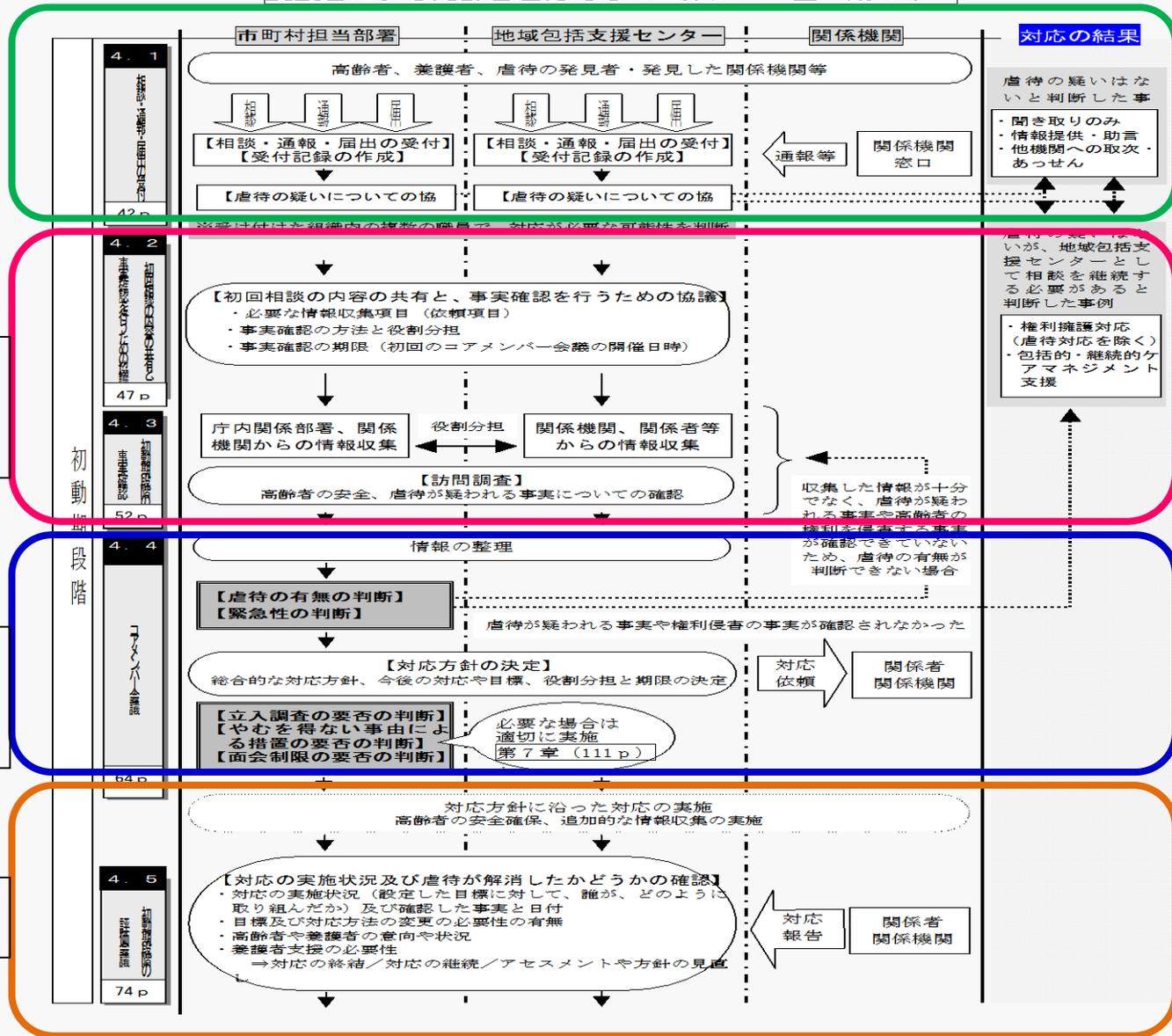
○Point：効率化の意味を理解しておくこと。思わぬ落とし穴になることも・・・

事実確認における情報のズレ



対応の全体フロー図（上）

養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図<第4章>



相談受理

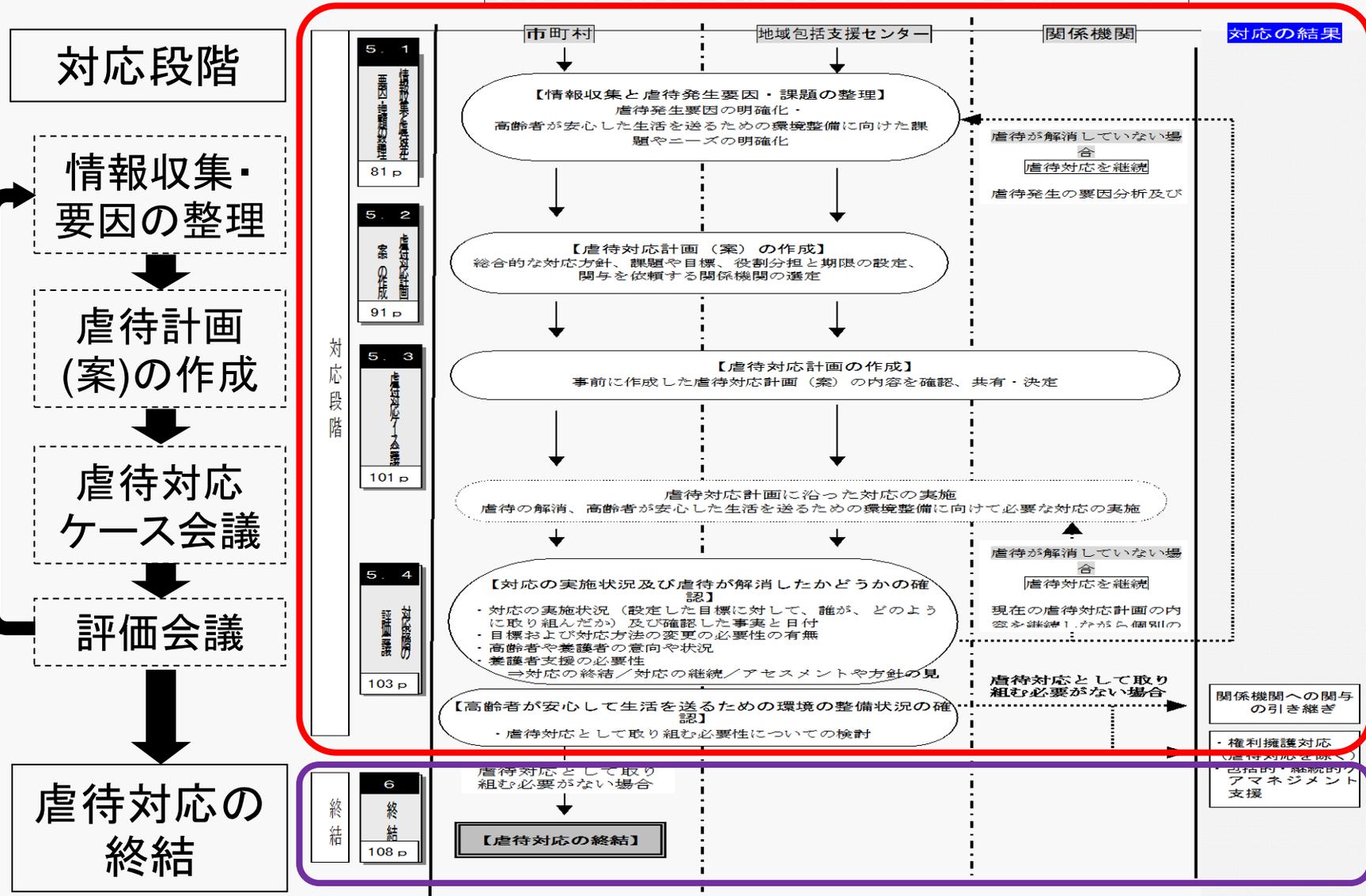
事実確認
アセスメント

コアメンバー
会議

評価(初回)

対応の全体フロー図（下）

養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図<第5・6章>



帳票の構成

受付票	相談・通報・届出受付票
共有協議票	高齢者虐待情報共有・協議票
事実確認票	事実確認票-チェックシート
アセスメント票	アセスメント要約票
コアメンバー会議録 ・計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書 -コアメンバー会議用-
対応会議録・計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書
評価票	高齢者虐待対応評価会議記録票

相談・通報・届出受付票（総合相談）													
相談年月日 年 月 日 時 分～ 時 分 対応者： 所属機関：													
相談者の情報													
相談者（通報者）	氏名 性別 生年月日 年齢 住所												
本人との関係	関係 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他												
高齢者本人の状況 高齢者本人の意向													
氏名	性別 生年月日 年齢 住所												
現住所	電話番号												
介護認定	介護サービス												
主疾患	身体状況												
経済状況	生活保護受給												
【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>家族状況（ジェノグラム）</th> <th>介護者の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族状況（ジェノグラム）</td> <td>氏名 年齢 職</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>		家族状況（ジェノグラム）	介護者の状況	家族状況（ジェノグラム）	氏名 年齢 職		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者		続柄		連絡先		その他
家族状況（ジェノグラム）	介護者の状況												
家族状況（ジェノグラム）	氏名 年齢 職												
	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者												
	続柄												
	連絡先												
	その他												
主訴・相談の概要													
相談内容	虐待の可能性												
情報源													
今後の対応													

高齢者の生命、
身体の安全確認
は、最優先

総合相談の中でまぎれてしまいやすい虐待のサインを列挙してある。相談内容の中に虐待の可能性を感じたら、チェック、記入する。

情報源を明確化

総合相談としてどう対応するかを、地域包括支援センター内で協議する（個人の見落としを防ぐ）
組織として判断する！

【参考】 高齢者虐待情報共有・協議票例

高齢者虐待情報共有・協議票

【虐待の可能性】

虐待の可能性 (通報段階)	<input type="checkbox"/> 虐待の可能性(通報段階)	<input type="checkbox"/> 疑い
------------------	---------------------------------------	-----------------------------

虐待の可能性(通報段階)

【情報収集依頼項目】

依頼日時： 年 月 日 時 分
依頼先： _____ 依頼方法（電話 訪問 その他） _____

世帯構成	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護認定の有無	<input type="checkbox"/> 担当居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護保険料所得段階 <input type="checkbox"/> 介護保険料納付状況
福祉サービス等	<input type="checkbox"/> 生 _____	
経済状況	<input type="checkbox"/> 障 _____	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉サービス利用状況
関係機関等	<input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センターの関与 <input type="checkbox"/> 自治体（ _____ ）の関与	
その他	<input type="checkbox"/> （ _____ ） <input type="checkbox"/> （ _____ ）	

情報収集依頼項目

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント契約書へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】

協議日時： 年 _____
協議者： _____

事実確認の方法	直接調査	高齢 _____	実護者： <input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所（ _____ ）	実接者（ _____ ）
	関係者からの聞き取り	<input type="checkbox"/> ケース会議等（ _____ ）	担当： _____	
		<input type="checkbox"/> 関係者・関係機関1（ _____ ）	担当： _____	
		<input type="checkbox"/> 関係者・関係機関2（ _____ ）	担当： _____	
		<input type="checkbox"/> 関係者・関係機関3（ _____ ）	担当： _____	

※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載

事実確認中に予備されるリスクと対応方法 _____

事実確認期限 年 月 日 時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する

※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2 (出典: 東京都国分寺市作成様式を参考に作成)

虐待の可能性判断は
包括内で行う

行政との協議

＜帳票Ver. II -2修正点＞
関係者からの聞き取りの「ケース会議等」に、会議参加者を記載する()を追記。

事実確認票—チェックシート

確認者： _____ 確認日時： _____年 ____月 ____日 ____時 ____分 ____秒

高齢者本人氏名	性別	生年月日	年齢

確認場所： _____

確認： **発言・状態・行動・態度**

【本人】

高齢者本人

【養護者】

養護者

【第三者】： (_____)

第三者

虐待の全体状況

虐待の発生状況

1. 虐待が始まったと思われる時期： _____年 ____月頃

2. 虐待が発生 _____

3. 虐待が発生 _____

4. 虐待が発生しやすい時間帯： _____

※裏面の事実確認項目（付録）も利用して事実確認を行う。

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2 (出典：東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

重要

【参考】アセスメント要約票（表面）例

アセスメント要約票 対応計画 ____四日月

アセスメント要約日: 年 月 日 要約担当: _____

高齢者本人氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	住所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・院	
要約者氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	高齢者本人との関係:	要約者の住所: <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
居所・今後の生活の希望	居所の希望: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
性格上の傾向、 こころの 対人関係等	高齢者本人の希望		
意思疎通: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能 () <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 認知機能: <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 軽度低下 <input type="checkbox"/> 中重度低下 生活実況: <input type="checkbox"/> 要約者が協力しながら () <input type="checkbox"/> 要約者なし ()			
I. 高齢者本人の情報 直接担当氏名: _____			
【健康状態等】			
疾病・傷病: _____			
受診状況: _____			
受診状況: _____			
行動の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的な症状等: _____			
障害: <input type="checkbox"/> _____			
精神状態: <input type="checkbox"/> _____			
【危機への対処】			
避難先・送迎先: <input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある () <input type="checkbox"/> ない 具体的な状況: _____			
成年後見制度の利用・各種制度利用			
【給付情報】			
1ヶ月に本人が得る年金 _____			
具体的な状況 _____			
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 ()			
金銭管理: <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 (判断可) <input type="checkbox"/> 全介助 (判断不可) <input type="checkbox"/> 不明 金銭管理者: <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
【生活状況】			
家事: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 洗濯: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 掃除: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 買い物: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 食事: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 入浴: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 移動: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 服薬: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 健康診断の受診: <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 介護サービスの利用: _____			
エコマップ		生活状況	

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver. II-2 (出典: 東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

対応発生リスク

＜帳票Ver. II -2修正点＞
成年後見制度の利用の選択肢
①申立中に「申立年月日」を記載する欄を追記。
②「申立予定あり・なし」を「なし」に修正。

＜帳票Ver. II -2修正点＞
生活状況の「一人で可・一部介助・全介助」に「不明」を追加。

【参考】アセスメント要約票（裏面）例

Ⅱ. 養護者の情報 (養護者の希望)	養護者の希望	虐待発生リスク
疾病・傷病： 受診状況： 受診状況： 判断の必要性 具体的症状等： 性格的な選り：	健康状態等	
介護負担 1日の介護時間 介護期間 (月)	介護負担	
就労状況 収入額 (月)	就労状況・経済状況	
近隣との関係 近隣との関係	近隣との関係	
家族関係		
近隣・地域住民、地域の社会資源、 関係者・関係機関の関わり等		
Ⅰ. 高齢者本人 Ⅱ. 養護者 Ⅲ. 家族関係 Ⅳ. その他 Ⅴ. 今後の課題	全体のまとめ	

＜帳票Ver.Ⅱ-2修正点＞
 養護者の就労状況に「不明」を追加。

虐待対応会議記録・
 計画書の「総合的な
 対応方針」につながる。

【参考】高齢者虐待対応会議記録・計画書（1） ～コアメンバー会議用～ 例

第1表		高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)～コアメンバー会議用		課: 決裁欄	
高齢者本人氏名 殿		計画作成者所属 地域包括支援センター		計画作成者氏名	
会議日時: 年 月 日 時 分～ 時 分		出席者		名 名 名	
会議目的	会議目的				
虐待事実の判断	虐待事実の判断				
虐待事実の判断根拠	虐待事実の判断根拠				
判断	緊急性の判断				
緊急性の判断根拠	緊急性の判断根拠				
総合的な対応方針	総合的な支援の方針				
出席者	出席者				
高齢者本人の意見・希望	高齢者本人の意見・希望				
養護者の意見・希望	養護者の意見・希望				
対応の内容	対応の内容				

※「アセスメント要約票」全体のまとめより

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver11-2(出典:東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)

【参考】高齢者虐待対応会議記録・計画書（2） ～コアメンバー会議用～ 例

第2表		高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)～コアメンバー会議用				決裁欄	
対象	優先順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)			
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日	
高齢者	優先順位	課題	目標	何を・どのように	誰が	いつ	
介護者							
その他の家族関係者							
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載)				計画評価予定	計画評価予定日		
対応が困難な課題							
※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入							

【参考】高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)例

第1表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)

決裁欄(例)
決裁欄

高齢者本人氏名 _____ 殿
 計画作成者所属 _____ 地域包括支援センター
 計画作成者氏名 _____

計画作成段階 見直し 措置解除 虐待終結
 計画の作成回数: _____ 回目 (初回計画作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
 計画作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 会議日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

会議目的	会議目的	出席者	<table border="1"> <tr> <td>所屬</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>所屬</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>所屬</td> <td>氏名</td> </tr> </table>	所屬	氏名	所屬	氏名	所屬	氏名
所屬	氏名								
所屬	氏名								
所屬	氏名								
高齢者本人の意見・希望	高齢者本人の意見・希望	※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを集約する							
養護者の意見・希望 ※	養護者の意見・希望	エコマップ							
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより	総合的な支援の方針								

【参考】高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（2）例

第2表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

決裁欄

対象	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)	
			何を・どのように	関係機関・担当者等 実施日時・期間/評価日
高齢	課題	目標	何を・どのように	誰がいつ
優先順位				
その他の家族関係者				
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(虐待終結に向けた課題等を記載)			計画評価予定	計画評価予定日
対応が困難な課題				

※記入欄が足りない場合は「様式を追加」で記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2(出典:東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)

【参考】高齢者虐待対応評価会議記録票 例

高齢者虐待対応評価会議記録票				決裁欄(例)			
高齢者本人氏名		股		課長	係長	担当者	
計画作成者所属		地域包括支援センター		回数			
計画作成者氏名				計画	年	月	日
				会議日時	年	月	日
				時	分		
ア 会議の目的				所属:	氏名:	所属:	氏名:
				所属:	氏名:	所属:	氏名:
				所属:	氏名:	所属:	氏名:
ウ 課題番号	エ 目標	実施状況	確認した事実・日付	オ 目標達成状況 目標・対応方法の変更			
				目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、()内に記載			
				目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 <input type="checkbox"/>			
				養護者の状況(意見・希望)			
カ 虐待発生リスク状況			キ 高齢者本人・養護者の状況				
虐待種別		判定	【判定欄に該当番号を記入 1. 虐待が発生している 5. 虐待は確認されていない				
1. 身体的虐待							
5. 経済的虐待							
6. その他							
養護者の状況(意見・希望)		養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
ク 新たな支援計画の必要性		新たな対応計画の必要性		ケ 評価結果のまとめ		コ 今後の対応	
		評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)		今後の対応			
		1. 虐待対応の継続		1. 権利擁護対応(虐待防止を除く)に移行			
		2. 現在の		2. 包			
		3. アセスメ		3. そ			
		4. その他()					

<帳票Ver. II -2修正点>
評価に「目標の継続」「対応方法の継続」「対応方法の変更」を追加。

最後に

高齢者虐待への対応は

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行なうもの

○Point

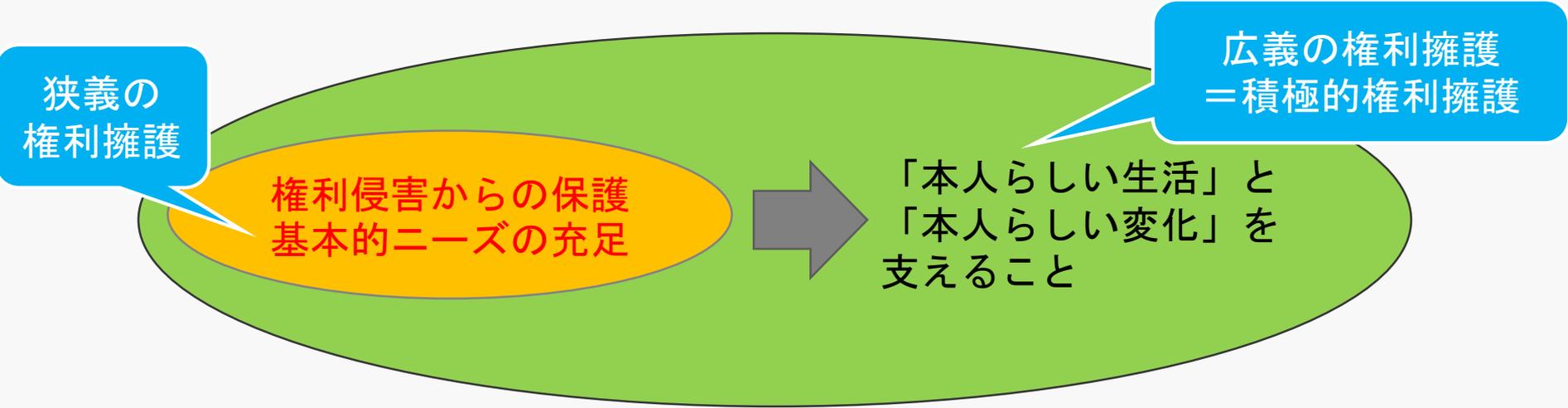
- 向かうべき方向性はその人らしい生活の実現であり、そのために権利侵害から回復し、自己実現に向けた権利が行使できるようにする。
- 現代の政策的動向を踏まえると、権利擁護は地域福祉との密接な関係があることを意識しておく。

積極的権利擁護の実践者となるために

「権利擁護（=advocacy）」とは

引用：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣（2012）,p117

援助の本質に繋がる深く想い概念である。各種の虐待や経済的被害、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守るといふ権利侵害からの保護、また人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする生活上の基本的なニーズの充足は、いうまでもなく権利擁護活動の中核をなすものである。



参考：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣（2012）,p118 図11-2 狭義の権利擁護から「積極的権利擁護」へに田中が一部加筆

（つまり・・・）生命と生活の維持だけではなく、生活の質や人生の質が問われることになり、クライアントにとっての生活や人生のあり様を追求することになる。



事前視聴動画は以上です。
研修当日にお会いしましょう。

ご清聴ありがとうございました。